



公益社団法人 被害者支援センターえひめ

サポートニュースえひめ

2016年2月29日発行

【第24号】

より一層の連携で被害者への充実した法的支援を

愛媛弁護士会 犯罪被害者支援委員会委員長

弁護士 高橋直子



公益社団法人被害者支援センターえひめの関係者の皆様におかれましては、日頃より愛媛弁護士会犯罪被害者支援委員会の業務にご理解とご協力を賜りましてありがとうございます。

当委員会では、被害に遭われた方の法的なニーズに早期かつ適切に対応すべく、平成27年3月より、被害者支援センターえひめとの連携業務を始めました。これは支援センターに相談を依頼された被害者に対して法的な助言等が必要である場合に、センターの要請を受けて当委員会の委員である弁護士を派遣し、被害者の法律相談に応じるというものです。

一般的には「弁護士＝裁判」というイメージが強いかもしれませんが、弁護士が犯罪被害者に対して支援できる業務は刑事裁判への参加手続き以外にも数多くあります。たとえば加害者に予想される刑事手続きや処分について専門的な見地から見通しをご説明したり、被害弁償や示談交渉を迫られている場合の対応を支援したり示談締結によって予想される加害者の処分等についてご説明することなど、お手伝いできることはたくさんあります。また、当初は「裁判に参加することまでは」と考えられる被害者の方に対しても、参加によってどのようなことができるのか我々が具体的にご説明することによって、あらためて参加について前向きにご検討されるということもあるのではないかと思います。

弁護士への相談や依頼、となると、ご相談者の方が一番心配されることは、おそらく費用の問題でしょう。しかし実際には、日弁連による犯罪被害者法律援助制度を利用することによって、相談費用や依頼にかかる費用がかからないケースが多くあります。この制度利用には一定の資力要件を充たすことが必要ですが、もし要件が充たされない場合でも当初の相談費用については被害者支援センターから援助いただくことができますので、費用の心配なく、積極的に連携法律相談を利用いただけたらと考えております。

ここ数年で愛媛県内の弁護士の人数は飛躍的に増え、松山だけでなく、東予、南予地域の弁護士も増えました。当委員会も、意欲あふれる若手の委員を増やしました。また、女性の委員も複数おりますので、とくに性犯罪被害等を受けた女性被害者のご希望がある場合には女性弁護士が相談に応じることも可能です。東予、南予地域にお住まいのご相談者が松山の支援センターまで来られるのが難しければ、お近くの委員弁護士の事務所でご相談を受けることもできます。

私たちは、犯罪被害という大きな苦痛を受けた被害者の方々の心の痛みに寄り添いながら、早期かつ適切な法的支援を広げたいと考えています。そのためにも、早期援助団体の指定を受けた支援センターとの連携はとても重要なものと位置付けています。我々としても、今後一層被害者支援を充実したものにすべく研鑽を積み重ねますので、引き続きご理解とご協力のほどよろしく願いいたします。

相談電話 ☎(089)905-0150

☎受付／火～土曜日(午前10時～午後4時まで)

相談は無料です。相談の内容は、決して漏れる事はありません。安心してご相談下さい。
面接相談(無料・要予約)もできます。まずはお電話下さい。



犯罪被害者週間の取り組み

11月25日～12月1日

この週間は、犯罪被害者等が平穏な生活が送れるように国民の理解と配慮を深めるために全国一斉に広報啓発を行う週間であります。当センターでは、愛媛県警察と協力して下記のイベントを行いました。



◇犯罪被害者週間・記念講演会 in 2015の開催

平成27年11月29日、愛媛県男女共同参画センターにおいて、約140人が参加して開催されました。第1部は、殺人事件被害者遺族の村井玲子さんによる「犯罪と食育～輝く未来のために～」と題しての講演を行いました。第2部は、愛媛県警察音楽隊のミニコンサートがあり、いずれも好評でした。

◇犯罪被害者週間広報キャンペーン

11月23日、伊予郡松前町のショッピングモール エミフルMASAKIにおいて、約700名に対しチラシ・ポケットティッシュ・風船等を配布したほか、遺族パネル展を行いました。



大盛況のバルーンアート配布



被害者遺族のパネル展示

◇その他にラジオによる広報活動、電話・面接相談の時間延長、弁護士との合同法律相談、県警察本部ロビーでのパネル展・出前講座等を開催いたしました。また、次ページの犯罪被害者支援バザーを共催しました。



県警察本部ロビーでのパネル展

県・市・町の犯罪被害者支援担当者研修会の開催

平成27年11月6日、当センター研修室で、みだしの研修会を開催しました。この研修は、県・市・町の犯罪被害者支援担当者が犯罪被害者等からの相談に適切に対応ができるように基本的な知識を習得するための研修です。今年で3回目となります。午前中は、基本的な事項を、午後は、弁護士・大学教授による専門的な研修です。

今後も、この研修を継続して毎年開催したいと考えております。



27年度《継続研修実施状況》

毎月第3木曜日 19時～



11月 バルーンアート研修

27年4月	サイバー犯罪の知識と対応
5月	ひき逃げ・無保険事故にあわれた被害者のために
6月	裁判所傍聴・付き添い支援
7月	弁護士活動と弁護士の被害者支援
8月	あたたかいコミュニケーションのために
9月	民法の基礎知識
10月	警察における被害者支援
11月	広報用バルーンアート
12月	こころを病む人への相談対応
28年1月	DVの背景と地域の課題
2月	裁判員裁判について

支援員の資質向上の為、毎月継続研修を実施しております。

全国被害者支援ネットワーク 質の向上研修上半期研修会

研修会は、平成27年8月29・30日の2日間、愛媛県で開催されました。この研修には、中・四国ブロックから45名が参加し、電話相談・直接的支援等についてロールプレイ・事例検討が行われ、実のある研修となりました。



リスニングのロールプレイ



付添支援のロールプレイ

松山南地区 犯罪被害者支援バザーの開催

11月22日、東温市中央公民館において、松山南地区犯罪被害者支援連絡協議会と共催で開催し、当センターでは記念講演会のチラシ・広報用チラシ・ポケットティッシュ等各300枚の配布と遺族パネル展を行いました。協議会からバザーの売り上げ金等合計37万円の寄付を頂きました。



支援員として

森山 加代子

今迄、新聞記事等で事件を知っても、右から左へ読み流していたが、被害者支援センターに関わって、被害に遭われたご家族の方達と接し、色々お話しをお伺いするにつけ、その悲しさはこの上もなく、又、配慮のない言葉、何気ない言葉に二重・三重の被害を受けられた現実を知り、被害者支援の重要性や、他人に対する思慮ある対応のむつかしさをしみじみと教えられた。

事件による、相談・支援活動で、警察・裁判所・検察庁・弁護士の方々等今まで全くご縁のなかった世界・人達に接し、パニックを起こしそうになっているが、研修を受ける度に、司法の制度や被害者の心情等の知識を得、理解を増し、支援の幅を広げる喜びに感謝している。

犯罪被害者直接支援員の名刺を作って頂いて3年程になるが、お恥ずかしい事ながら1～2度使用した程度で、直接支援員としての関わり方は薄く、歳月が流れている。月に2度程電話当番で事務所に行った折に、イベントの配布資料等の準備をしている。イベント会場で募金を呼びかけたり、チラシの配布等をしている時に、「このような活動を知らなかった」という声を聞くにつけ、直接支援員としては程遠い関わり方かもしれないが、犯罪被害者支援を市民の方に知って貰える活動に頑張っているという思いを強くしている。又、犯罪被害者の方々が、穏やかな生活を取り戻すために、何らかのお力添えが出来ればと願っている。



ファンドレイジングに従事して

ファンドレイザー 吉田 卓二



私は「被害者支援センターえひめ」のファンドレイザーです。財政基盤の強化に向けて活動に鋭意尽力しています。

当支援センターは警察本部から委託され、平成26年7月に愛媛県公安委員会から、犯罪被害者等早期援助団体に指定されました。公益法人の活動を支えていく為には、寄付による支援が必要です。

さて、当センターでは、犯罪や事故等に遭われ、苦しんでおられる被害者やご家族が一日も早く元の平穏な生活が取り戻せるように、いろんな支援活動を行っています。その活動は、多くの県民の皆様や、法人・団体様からの賛助金や寄付金によって支えられています。

犯罪が絶えない現代社会、犯罪や事故事件等で悩み苦しんでいる被害者・家族も多くいます。被害者支援は国民の義務ではないでしょうか。しかし被害者支援は、被害者の保護を重視し秘密厳守が基本なので公に出来ない事例が多々あり、知らない方も多いと思われます。支援活動を一人でも多く知って頂く為に活動を続けています。

私が警察署や知人友人にご支援頂きながら、財政基盤充実に向けて活動して行く中で成功した事例や苦しく感じたことは、次の事項です。

☆成功した事例

- ある企業を訪問した時、設立の趣旨・活動等にご理解を頂き、ご入会頂くと共に友人の企業も紹介
- ある知人は、「私も協力します。昔お世話になりました」と申され、数企業の入会を勧誘
- 飛び入りの企業ですが、「警察官の家族や知人がいる」と言って快く入会して頂いた事例

★苦しく感じた事例

- 被害者支援団体である事を説明しても、電話の向こうで訪問を拒否
- ある団体を訪問した時「設立の趣旨・活動内容について十分理解し、総論は賛成だ」と申されたが「わたくしたちの生活が第一だ」等々
- 販売業者を訪問した時、「うちらより製造業者に行きなさい」等々

最近では、当センターの相談件数は増加しています。これも、当センターが少しずつ県民に理解されるようになって来たのではないかと考えています。今後も皆様方の温かいご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ホンデリング事業 ～読み終えた古本のご寄附で広がる支援の輪～

読み終えた古本をご寄附下さい。寄附して頂いた古本は株式会社バリューブックスにて査定後、買取相当額が全国被害者支援ネットワークに寄附され、犯罪被害者の支援活動に役立てられます。

古本の寄贈

古本の集荷・仕分け・査定

活動費用へ

活動費用へ



VALLE BOOKS

認定特定非営利活動法人
全国被害者支援
ネットワーク

公益社団法人
被害者支援センター
えひめ

段ボール箱に古本5冊から送料無料 買取相当額の寄付
贈与承諾書を入れる

必要であれば詳細のご説明と、贈与承諾書を送付致しますので、事務局 089-905-0170 までご連絡下さい。

平成27年度 支援活動状況

支援活動月別件数 (4月～1月)	
支援種類	件数
電話相談	156
面接相談	29
メール・手紙等	14
直接的支援	62
弁護士相談	4
臨床心理士相談	4

電話相談内容分類	
内 訳	件数
殺人	21
暴行傷害	38
性的被害	41
交通被害	12
財産的被害	12
DV	1
ストーカー	2
その他	29
計	156

自動販売機設置協力企業のご紹介

～宇和島自動車学校・(株)有光組～

自動販売機を設置して頂き、販売手数料の一部を当センターに寄附して頂ける企業・個人を募集しております。平成27年12月現在、44台設置して頂いております。平成27年度は、宇和島自動車学校及び(株)有光組様のご協力を頂き、2台設置することができ誠にありがとうございました。



平成28年度 ボランティア養成講座開催 受講生募集

犯罪被害に遭いさまざまな困難に直面する被害者の方々を理解し、一日も早く元の平穏な生活に戻れるように支援するボランティア活動です。犯罪被害者支援に関心をお持ちの方、講座を受けてみませんか

【開催日】 7月10日(日)・8月21日(日)・9月11日(日)
午前10時～午後3時まで

【場 所】 ハーモニープラザ(松山市若草町8-3)

詳細は事務局までご連絡ください。

異動

●警察関係の異動(2月15日発令)

県警警務部参事官(犯罪被害者支援を所掌)

新任 山内 泰(警備部参事官から)

前任 松岡 重栄(四国管区警察学校へ)

県警犯罪被害者支援室

新任 徳田美由紀(松山西署警務課から)

前任 武智 聖治(警務課企画管理官へ)

編集後記

1月下旬に最も強い寒気が入り、西日本を中心に記録的な大雪・低温となりました。県内でも15の観測所で氷点下を記録するなど最近にない寒波にみまわれました。諺に「備えあれば患い無し」とあります。何事にも備える心を持ちたいものです。

「サポートニュースえひめ」も第24号の発行となりました。原稿をお寄せいただいた皆様に心からお礼を申し上げます。

「支援センターえひめ」では、平成28年度の事業計画を策定中です。新年度も、役職員・支援員等関係者一同、被害者等の方々に寄り添いながら適切な支援を行うべく努力して参ります。より多くの皆様のご理解と、御協力をお願いいたします。(事務局)

資金援助等のご支援をお願いします。

「被害者支援センターえひめ」の活動を資金面から支援していただける「賛助会員」を募っております。ご協力をお願いします。

【賛助会員年会費】

☆個人
1口 1,000円

☆法人
1口 10,000円

(1口以上何口でもご加入いただけます)

お振込先金融機関

●ゆうちょ銀行

□座番号

01680-4-55218

加入者名

被害者支援センターえひめ

●伊予銀行

お振込先

森松支店 普通 1682674

公益社団法人 被害者支援センターえひめ

理事長 武井 義定

●愛媛銀行

お振込先

末広町支店 普通 8918637

公益社団法人 被害者支援センターえひめ

理事長 武井 義定

事務局

〒790-1114 松山市井門町544-4 電話089-905-0170 FAX089-905-0160 ～詳しくは電話等でお問い合わせください。～

【メールアドレス】 info@shien-ehime.or.jp

【ホームページ】 http://www.shien-ehime.or.jp